

フランスにおける政教分離法の改正 —イスラーム原理主義との闘い—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織

目 次

はじめに

I ライシテとイスラーム原理主義

- 1 フランスにおける政教分離
- 2 イスラーム原理主義の拡大

II 2021 年法による政教分離法の改正

- 1 2021 年法の概要
- 2 信徒団体に関する規制の強化（政教分離法第 4 章の改正）
- 3 宗教に関連する取締りの強化（政教分離法第 5 章の改正）

おわりに

翻訳：教会と国家の分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律（抄）

キーワード：ライシテ、政教分離、信徒団体、アソシアシオン、外国の干渉対策、テロ対策

要 旨

フランスでは、「ライシテ (laïcité)」の原則により、信教の自由及び諸宗教の平等が保障されている。近年、ライシテは、公共空間におけるムスリム女性のスカーフ等の着用など、イスラームとの関係で議論されることが多い。イスラームのうち、特に原理主義は、ライシテのみならず共和国の原則とも相容れがたいものとして、フランスで警戒されてきた。特に2015年以降、フランス国内でイスラーム原理主義によるテロ事件が複数発生しており、その拡大はますます警戒されている。

2021年8月、イスラーム原理主義の拡大に対処するために、ライシテの原則を含む政教分離の制度を定める「教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律」が改正された。この改正により、信徒団体の財政の透明性や外国勢力との結び付きの監視が強化され、礼拝所等における政治活動等の違反が厳罰化された。

はじめに

フランスの第五共和制憲法(1958年制定)⁽¹⁾第1条は、「フランスは、不可分の、非宗教的(laïque)、民主的かつ社会的な共和国である」と定めている。「非宗教的」とは、国家が一切の宗教から独立していることを意味しており⁽²⁾、これは「ライシテ (laïcité)」とも呼ばれる。フランスでは、ライシテの原則により、信教の自由及び諸宗教の平等が保障されている。この原則は、「教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律」⁽³⁾(以下「政教分離法」)において具体化されている。

政教分離法は、後述のとおり、カトリック、プロテスタント及びユダヤ教の公認制度を改め、諸宗教の平等を確立するために制定された法律である。しかし、近年、ライシテは、イスラームとの関係で議論になることが多い。イスラームのうち、原理主義と呼ばれる思想は、共和国の法よりイスラーム法を優先させることで、イスラームを信仰するムスリムを共和国の法に従う共和国市民から分離しようとするものであり、ライシテのみならず、第五共和制憲法第1条に定める「不可分性」を侵害し得ることから、フランス国内で警戒されてきた。特に2015年以降、フランスでは、イスラーム原理主義によるテロ事件が複数発生しており、その拡大はますます警戒されている。そこで、この状況に対処するために、「共和国の原則の尊重を強化する2021年8月24日の法律第2021-1109号」(以下「2021年法」)⁽⁴⁾が制定され、政教分離法を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年11月6日である。

(1) Constitution du 4 octobre 1958. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000571356>> 第1条の翻訳は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』三省堂, 2020, p.224を参照した。

(2) 三浦信孝「キーワードの訳語と解説」ジャン・ボベロ(三浦信孝・伊達聖伸訳)『フランスにおける脱宗教性の歴史』白水社, 2009, pp.9-10. (原著名: Jean Baubérot, *Histoire de la laïcité en France*, 4^e édition, Paris: Presses Universitaires de France, 2008.)

(3) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Églises et de l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGISCTA000006085397>> 政教分離法は、「第1章 原則」、「第2章 財産分与、年金」、「第3章 宗教建築物」、「第4章 礼拝の実践のためのアソシアシオン」、「第5章 宗教関連の取締り」、「第6章 一般規定」の全6章で構成されている。なお、政教分離法の翻訳として、文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書 資料編3 (フランス宗教関係法令集)』2010, pp.58-111. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2447427/1/1>> がある。

含む複数の法律が改正された。本稿では、2021年法による政教分離法の主な改正内容を紹介し、末尾に改正後の同法の抄訳を付す。

I ライシテとイスラーム原理主義

1 フランスにおける政教分離

(1) ライシテの原則と政教分離法

「ライシテ」とは、全ての信仰の尊重、宗教を問わず法律の前での全ての市民の平等、礼拝の実践の自由、諸宗教に対する国家の中立性等⁽⁴⁾を保障する原則である。この原則は、1905年に制定された政教分離法において具体化されている。同法の制定により、1802年に確立したコンコルダ(Concordat)体制が廃止された。このコンコルダ体制は、カトリック、プロテスタント(カルヴァン派、ルター派)及びユダヤ教を公認し、これらの公認宗教を公役務⁽⁶⁾に組み込むものであり、国家は、公認宗教の聖職者に給与を支払い、その指名及び教区の決定に関与した。公認宗教以外の宗教は、宗派(セクト(secte))と呼ばれていた。政教分離法は、信教の自由及び礼拝の実践の自由を保障すること(第1条)並びにいかなる宗教も公認せず、いかなる宗教の聖職者にも給与を支払わず、また財政的援助も行わないこと(第2条)を定めることで、コンコルダ体制を終了させた⁽⁷⁾。

ライシテは、第四共和制憲法(1946年制定)及び第五共和制憲法の各第1条に規定されたことで、憲法的価値を有する原則の一つとなった⁽⁸⁾。

(2) 信徒団体と混合アソシアシオン

政教分離法により、それまで礼拝所を管理していた宗教的公施設法人が廃止され、アソシアシオン(association)の一つである「信徒団体(association cultuelle)」の制度が新設された⁽⁹⁾。アソシアシオンとは、複数の者が利益の分配以外の目的において知識又は活動を共にするという合意のもとに形成される団体であり⁽¹⁰⁾、「アソシアシオンの契約に関する1901年7月1日の法律」(以下「1901年法」)⁽¹¹⁾に基づいて設立される。信徒団体は、1901年法に基づいて設立され、かつ政教分離法が定める義務に従うアソシアシオンである。特に、同法第19条は、

(4) Loi n° 2021-1109 du 24 août 2021 confortant le respect des principes de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043964778>>

(5) “Quelle est la définition de la laïcité ?” 2023.3.13. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/fiches/276820-quelle-est-la-definition-de-la-laicite>>

(6) 公役務(service public)とは、一般利益の必要を満たすための活動及びその活動の管理運営の任を負う行政組織をいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.548。

(7) ただし、政教分離法は、フランス北東部のアルザス＝モーゼル(Alsace-Moselle)地方や一部の海外領土には適用されていないため、これらの地域では、例外的に公認宗教制度が残存している。

(8) 以下の記述は、“Le régime de séparation entre l’État laïque et les cultes,” 2022.7.25. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/eclairage/20205-laicite-le-regime-de-separation-entre-letat-et-les-cultes>>を参照した。

(9) 信徒団体及び混合アソシアシオンに関する記述は、“Le régime de séparation entre l’État laïque et les cultes,” *op.cit.*(8)のほかに、伊達聖伸「信徒団体(【用語解説】フランスのライシテの歴史を読み解くためのキーワード)」ルネ・レモン(工藤庸子・伊達聖伸訳・解説)『政教分離を問いなおす—EUとムスリムのはざままで—』青土社、2010、pp.220-222。(原著名: René Rémond, *L’invention de la laïcité française: De 1789 à demain*, Paris: Bayard Éditions, 2005.)を参照した。

(10) 中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012、p.39。

(11) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d’association. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000497458>>例えば、同法第5条は、法人格を得ようとするアソシアシオンに対して、設立に先立ち、当該アソシアシオンが本拠としようとする県の県地方長官(préfet. 後掲注(14))に届け出ることを義務付ける。

信徒団体は礼拝の実践のみを目的とし、本拠とするコミュニオン（基礎自治体）の規模に応じた人数の条件⁽¹²⁾を満たすこと等を定めていた。信徒団体は、宗教的公施設法人が所有していた礼拝所や教会財産の移転先となると同時に、国等が所有する宗教的建築物⁽¹³⁾の使用権を認められる一方で、賃貸用不動産の所有は、原則として認められない。信徒団体は、国又は地方公共団体から補助金を受け取ることが禁じられているが、礼拝所の修理又はアクセシビリティ向上のための工事については、地方公共団体の援助を受けることができる。また、信徒団体は、信徒からの会費のほか、寄附、募金、宗教的儀式等に対する報酬を受領することが認められている。なお、信徒団体がその宗教的性格を認められるための手続は統一されておらず、寄附の受領の手続（県地方長官⁽¹⁴⁾が当該信徒団体の宗教的性格を承認しない場合には、寄附の受領も承認しない。）又は県地方長官への照会（県地方長官が宗教的性格を承認した場合には、当該性格は5年間有効）等により承認される⁽¹⁵⁾。

旧公認宗教のうち、プロテスタント及びユダヤ教は信徒団体を設立した。その一方で、カトリックは、政教分離法の制定当時、信徒団体を設立することを拒絶した。このため、「礼拝の公的実践に関する1907年1月2日の法律」（以下「1907年法」）⁽¹⁶⁾により、1901年法の適用を受けるアソシアシオンが、信徒団体の条件を満たさなくとも、活動の一環として礼拝の実践を行うことが認められた（第4条）。こうしたアソシアシオンは、礼拝の実践以外の目的（文化、慈善、教育等）の活動も同時に行うことから、「混合アソシアシオン（association mixte）」⁽¹⁷⁾と呼ばれる。混合アソシアシオンは、政教分離法に従わずに礼拝を実践することができるが、同法により認められる優遇措置（寄附を受け取ること等）の対象とならない。ただし、礼拝の実践以外の目的の活動については補助金を受け取ることができる。現在では、イスラーム及び仏教の団体の大半が混合アソシアシオンとされる。特に、イスラームは、宗教的活動と非宗教的活動（主に文化活動）の峻別が困難であるため、信徒団体ではなく混合アソシアシオンとして届け出ているとされる。

2 イスラーム原理主義の拡大

政教分離法が制定された当時、国家から分離すべき宗教として想定されていたのは、旧公認宗教のカトリック、プロテスタント及びユダヤ教であった。しかし、1989年にパリの北に位置するクレイユ（Creil）の公立コレージュ（collège. 日本の中学校に相当する。）においてイスラームの女子生徒が着用するスカーフが問題になって以降、ライシテは、イスラームとの関係、特に公共空間におけるイスラーム女性のスカーフ等の着用の問題に関連して議論されるように

(12) コミュニオンの人口が①1,000人未満の場合には7名以上、②1,000人以上20,000人以下の場合には15名以上、③20,000人を超える場合には25名以上と定められ、③のみ、居住要件及び成人であるという要件が課されていた。

(13) 主にフランス革命の際に国有化されたカトリックの教会がこれに該当する。1789年11月、「国家に委ねられる教会財産に関するデクレ（Décret des biens du clergé mis à la disposition de la Nation）」（いわゆる「教会財産国有化法」）により、教会財産は全て国家の所有とされ、国が責任を持って礼拝にかかる費用を適切に与え、聖職者を養い、貧民を救済することが定められた。ポペロ 前掲注(2), pp.25-26.

(14) 県地方長官（préfet）は、「県における国の代表者（représentant de l'État dans le département）」とも呼ばれ、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し、一定の行政・司法権限を有する。

(15) Florent Boudié et al., *Assemblée Nationale Rapport*, N° 3797, 2021.1.25, pp.256-257. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/csprinprep/115b3797_rapport-fond.pdf>

(16) Loi du 2 janvier 1907 concernant l'exercice public des cultes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000877839>>

(17) 混合アソシアシオンは、「届出アソシアシオン（association déclarée）」と呼ばれることもある。

なっていた⁽¹⁸⁾。これに対して、歴代の政府は、公序⁽¹⁹⁾の維持又は他者の権利及び自由の保護を理由にムスリムの宗教的標章の着用を制限してきた。2004年には「ライシテの原則の適用により、公立の小学校、コレージュ及びリセにおける宗教的帰属を明示する標章又は衣服の着用を規制する2004年3月15日の法律第2004-228号」(「スカーフ禁止法」とも呼ばれる。)⁽²⁰⁾により、公立の小学校、コレージュ及びリセ(lycée.日本の高等学校に相当する。)において、自らの宗教的帰属を「あからさまに(ostensiblement)」示す標章や衣服の着用が禁じられた。また、2016年には「公務員の倫理並びに権利及び義務に関する2016年4月20日の法律第2016-483号」⁽²¹⁾により公務員の身分規程にライシテ及び中立性の義務が初めて定められた。

これらの問題は、イスラーム原理主義と結び付けて論じられることもある⁽²²⁾。イスラーム原理主義は、西欧的近代化を否定し、イスラーム法に基づく国家・社会への回帰を求める思想や運動⁽²³⁾であり、イスラームの法やアイデンティティを優先させることでムスリムを共和国市民から分離しようとするものであることから、共和国の「不可分性」を侵害し得る脅威とされている⁽²⁴⁾。近年、フランス国内において、2015年のシャルリ・エブド社襲撃事件やパリ同時多発テロを始めとするイスラーム原理主義によるテロ事件が複数発生しており、イスラーム原理主義に対する警戒が高まっている⁽²⁵⁾。

II 2021年法による政教分離法の改正

1 2021年法の概要

2020年12月9日、イスラーム原理主義に対する規制を強化し、また信徒団体に関する制度を改革するための法律案が下院に提出され、上下両院の審議を経て2021年法が成立した。2021年法は、全4章103か条から成る。第1章(第1条～第67条)は共和国の原則の尊重の

(18) 以下の記述は、主に *Étude d'impact: Projet de loi confortant le respect des principes de la République*, 2020.12.8, pp.11-13. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b3649_etude-impact.pdf> を参照した。

(19) 公役務の運営、安全又は道義の維持に本質的と考えられる、社会的、政治的等の観点からの基本的要請・必要に対応する規範で、個人がその所為又は約定において潜脱することが許されない強硬規範のこと。山口編 前掲注(6), pp.406-407.

(20) Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000417977>> ユダヤ教徒のキッパ(頭蓋帽)、シク教徒のターバンのほか、大きな十字架もこの法律の適用対象とされたが、主な標的はムスリムのスカーフであったとされる。ジョーン・W・スコット(李孝徳訳)『ヴェールの政治学』みすず書房, 2012, pp.7-8.(原著名: Joan Wallach Scott, *The politics of the veil*, Princeton: Princeton University Press, 2007.)

(21) Loi n° 2016-483 du 20 avril 2016 relative à la déontologie et aux droits et obligations des fonctionnaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000032433852>> 同法については、豊田透「【フランス】公務員の倫理を規定する法律の制定」『外国の立法』No.268-1, 2016.7, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/10133183>> を参照。

(22) 例えば、スカーフを擁護することはコーランの規律に屈することであり、イスラーム原理主義に利することであると論じる者もいた。宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店, 2006, p.176.

(23) 「イスラーム - げんりしゅぎ【イスラーム原理主義】」『デジタル大辞泉』(ジャパンナレッジ版)

(24) このような原理主義の動きは、しばしば「分離主義(séparatisme)」と表現される。Jacqueline Eustache-Brinio et Dominique Vérien, *Sénat Rapport*, N° 248, Tome I, 2021.3.18, p.11. <<https://www.senat.fr/rap/120-454-1/120-454-11.pdf>>

(25) 例えば、マクロン(Emmanuel Macron)大統領は、2019年10月にパリ警視庁で発生したテロ事件の犠牲者に対する追悼演説において、イスラーム原理主義を「怪物(hydre)」と表現し、原理主義との闘いを呼び掛けていた。“Cérémonie nationale d'hommage aux victimes de l'attaque du 3 octobre 2019 à la Préfecture de Police de Paris,” 2019. 10. 7. Élysée website <<https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2019/10/07/ceremonie-nationale-dhommage-aux-victimes-de-lattaque-du-3-octobre-2019-a-la-prefecture-de-police-de-paris>>

強化に関する規定、第2章（第68条～第88条）は信徒団体及び礼拝所に対する監督の強化に関する規定、第3章（第89条～第90条）は雑則、第4章（第91条～第103条）は海外県及び海外領土に関する規定である。

このうち、政教分離法の改正に関わるのは第2章である。同章は、主に、信徒団体について定める政教分離法第4章（第18条～第24条）及び宗教関連の取締りについて定める第5章（第25条～第36-3条）を改正する。また、2021年法第79条は、政教分離法第17-1条を新設し、外国勢力がフランス国内で宗教上の影響力を行使することを回避するために、モスクを始めとする礼拝所を外国の国家、外国の法人又はフランスに居住していない自然人（以下「譲受人」）に譲渡する場合において、譲受人に対し、所管の県地方長官に事前に届け出ることを義務付ける。県地方長官は、当該譲受人の活動が社会の一般利益を侵害する実際の、現在の、十分深刻な脅威となり得る場合には、当該譲渡に反対することができる。事前の届出が行われない場合又は県地方長官が反対する場合には、当該譲渡は無効とされる。

政教分離法第4章及び第5章の改正内容については、以下で解説する⁽²⁶⁾。

2 信徒団体に関する規制の強化（政教分離法第4章の改正）

2021年法第68条は、政教分離法第19条を改正し、信徒団体の構成人数に関する規定を簡素化し⁽²⁷⁾、資金調達に関する規定を削除する。削除された資金調達に関する規定は、第19-2条として独立して定められた（後述）。また、信徒団体の定款に、構成員の加入等について決定する権限を有する審議機関について規定すべきことが定められた。これは、信徒団体のガバナンスの強化により、過激派による信徒団体の支配やクーデターの計画に対処することを目的とする。

2021年法第69条は、政教分離法第19-1条を新設し、信徒団体を対象とする優遇措置⁽²⁸⁾の適用を希望するアソシアシオンについて、従来の寄附の受領の手續又は県地方長官への照会等による事後的な承認手續（I 1(2)参照）に代わり、県地方長官への5年ごとの届出を義務付ける。この届出は、設立に先立ち必要な届出⁽²⁹⁾とは別に行われ、届出時期も問わない。県地方長官は、当該信徒団体が信徒団体の条件⁽³⁰⁾を満たさないこと又は公序等を理由として、当該信徒団体への優遇措置の適用に反対し、又は剥奪することができる。

2021年法第71条は、政教分離法第19条に定めていた信徒団体の資金調達に関する規定を補完した上で新設の第19-2条として定めた。これにより、信徒団体は、寄贈等により取得した賃貸用不動産を所有し、管理することも認められた。これは、信徒団体の資金調達を安定さ

(26) 各条文の目的等は、主に下院での審議の際に提出された報告書（Boudié et al., *op.cit.*(15)）を参照した。

(27) 改正後の規定では、コミューンの人口にかかわらず、当該コミューンに住民登録をし、又は居住する成人7名以上により構成されるべきことが定められた。

(28) ここでいう「優遇措置」とは、寄附等の無償譲与を受けることができることや礼拝所等の住居税の免除等をいう。

(29) ここでいう「届出」とは、1901年法第5条に定める、法人格を得ようとするアソシアシオンに義務付けられる届出（前掲注(11)）をいう。

(30) ここでいう「条件」とは、政教分離法第18条及び第19条において定められている条件をいう。なお、同法第18条は、信徒団体は、1901年法第5条以下に従い設立され、政教分離法の規定に従わなければならないことを定める。例えば1901年法第5条は、法的能力を得ようとするアソシアシオンは、その設立に先立ち、当該アソシアシオンが本拠としようとする県の地方長官に対して、当該アソシアシオンの名称及び目的、当該アソシアシオンが所有する各施設の所在地及び名称、当該アソシアシオンの管理者の氏名、職業、住所及び国籍を届け出なければならないことを定める。

せることや、依然として賃貸用不動産の取得を認められない混合アソシアシオンに、信徒団体としての届出を促すこと等を目的とする。ただし、信徒団体が礼拝の実践のみを目的とするという原則に矛盾しないようにするため、信徒団体が賃貸用不動産の運用により得ることのできる年間収入額は、当該団体の年間総収入額の 50% までに制限される。

2021 年法第 77 条は、政教分離法第 19-3 条を新設し、信徒団体に、外国の国家、外国の法人又はフランスに居住していない自然人等による金銭又は物品の提供であって、その金額又は価値の合計が 15,300 ユーロ⁽³¹⁾を超えるものについて、県地方長官への届出を義務付ける。信徒団体の支配下にある企業等に提供されるものも届出の対象とする。届出を行わなかった信徒団体に対し、3,750 ユーロ⁽³²⁾（届け出られるべき金額の 4 分の 1 まで引き上げることが可能であり、当該額が 3,750 ユーロを上回る場合には当該額を上限とする。）以下の罰金を科し、信徒団体が届け出なかったことに責任を有する者に対し、関連する資金等の没収の補充刑を科す。県地方長官は、当該信徒団体等の策謀が社会の基本的利益に害を与える場合には、資金等の受領に反対し、返還を命じることができる。返還命令に 3 か月以内に応じない信徒団体には、2 年以下の拘禁刑又は 30,000 ユーロ以下の罰金を科すほか、関連する資金等を没収する。

2021 年法第 75 条は、政教分離法第 21 条を改正し、信徒団体に、会計基準局⁽³³⁾の規則に従って作成された年次会計報告、動産及び不動産の目録、礼拝の実践を通常行う場所の一覧表並びに当該会計年度の暫定予算の県地方長官への提出を義務付ける。また、外国から 50,000 ユーロを超える金銭又は物品の提供を受けた信徒団体は、会計監査役⁽³⁴⁾による会計の証明を行わなければならない。これは、外国からの資金提供に対する監督を強化することで、行政機関がその実態を把握し、信徒団体の運営における外国の干渉を抑制することを目的としている。

2021 年法第 76 条は、政教分離法第 23 条を改正し、同法第 19-1 条及び第 20 条に定める義務に対する違反に、既存の義務違反と同様に第 5 級の違警罪⁽³⁵⁾に科される罰金（1,500 ユーロ以下。再犯の場合には 3,000 ユーロ以下）を科すことを定める。また、同法第 21 条に定める義務への違反には、9,000 ユーロ以下の罰金を科すほか、年次会計報告等の提出を命じることができる。なお、改正前の規定では、裁判所は、信徒団体に課される義務への違反を理由に当該団体の解散を命じることができるとされていたが、この規定が削除された⁽³⁶⁾。

(31) この金額は、「礼拝の外国からの資金提供の監督並びにアソシアシオン及び寄附基金の無償譲与及び透明性についての諸規定に関する 2022 年 4 月 22 日のデクレ第 2022-619 号（Décret n° 2022-619 du 22 avril 2022 relatif au contrôle du financement étranger des cultes et portant diverses dispositions relatives aux libéralités et à la transparence des associations et fonds de dotation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045640484>>）」第 4 条に規定されている。なお、1 ユーロは約 159 円（令和 6 年 11 月分報告省令レート）。

(32) なお、フランスでは、量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。

(33) 会計基準局（Autorité des normes comptables）は、2009 年に、フランスにおける民間企業の会計の標準化を担うために設立された組織。“Qui sommes nous ?/ Mission ANC.” Autorité des normes comptables website <<https://www.anc.gouv.fr/autorite-des-normes-comptables/qui-sommes-nous-mission-anc>>

(34) 会計監査役（commissaire aux comptes）は、株式会社その他の団体の会計管理の正規・適法性を検認・監督し、取締役会などの管理運営機関及び株主に報告するとともに、発見した不正規・不正確を管理運営機関に通知し、また、発見した犯罪事実を検察官に開示する自然人又は法人のことである。山口編 前掲注 (6), p.91; 中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (9), p.87.

(35) フランスでは、犯罪は、罪が軽い順に違警罪（contravention）、軽罪（délit）、重罪（crime）に分類されており、違警罪は、さらに第 1 級から第 5 級に分類され、等級に応じた罰金刑を課される。第 5 級の違警罪は、違警罪の中で最も処罰が重いものであり、例えば買春が該当する。

(36) この規定が削除された理由として、1907 年法の制定により、信徒団体に課される義務（政教分離法第 18 条～第 22 条）に従わずとも宗教活動を実践することが可能になったことで、この規定が形骸化していたことが挙げられる。

3 宗教に関連する取締りの強化（政教分離法第5章の改正）

2021年法第80条は、政教分離法第29条を改正し、同法第25条から第28条までの規定⁽³⁷⁾に対する違反に科す刑罰を強化する。政教分離法の制定以来、これらには、「違警罪の刑罰（peines de police）」（以下「旧違警罪の刑罰」）を科すことが定められていた。旧違警罪の刑罰（3段階）のうち、最も重い第3級（11～15フラン⁽³⁸⁾の罰金、5日以下の拘禁刑並びに押収及び没収の補充刑）は、現行の違警罪の刑罰（5段階）における第3級の違警罪に科される罰金（450ユーロ以下）に相当する。2021年法により、現行制度に合わせた文言に改められ、また刑罰が現行制度で最も重い第5級の違警罪に科される罰金に引き上げられた。

2021年法第81条は、政教分離法第31条を改正し、礼拝の実践、信徒団体への参加若しくは信徒団体への寄附又はこれらの行為の差控えの自由を侵害した者に科す刑罰を、従来の第5級の違警罪に科される罰金から、1年以下の拘禁刑又は15,000ユーロ以下の罰金に引き上げる。加害者が暴力を用いた場合には、3年以下の拘禁刑又は45,000ユーロ以下の罰金を科す。

2021年法第82条は、政教分離法第35条を改正し、礼拝所等において公的機関の法律若しくは法的行為の執行への抵抗又は武力等による対立を市民に扇動した宗教指導者に科す刑罰を、従来の3か月以上2年以下の拘禁刑から、5年以下の拘禁刑又は75,000ユーロ以下の罰金に引き上げる。

2021年法第84条は、礼拝所等における政治集会の禁止を定める政教分離法第26条を第35-1条に改め、これを強化する。第35-1条は、礼拝所等に加え、これと不可分の附属建造物も適用対象とし、また政治集会のほかにも選挙運動のポスターの掲示及びフランス又は外国の政治分野の選挙のための活動を行うことも禁ずる。旧第26条は、違反者に第3級の旧違警罪の刑罰を科していたが、第35-1条は、1年以下の拘禁刑又は15,000ユーロ以下の罰金を科すことを定める。

2021年法第85条は、政教分離法第36条を改正し、祭儀の公開義務違反（同法第25条）、宗教指導者による公役務を担う市民に対する侮辱等（同法第34条）、宗教指導者による法律又は法的行為の執行への抵抗等の扇動（同法第35条）及び礼拝所等における政治集会（同法第35-1条）について、原則としてその現場となった建物において礼拝の実践を行うために設立された信徒団体が、民事上の責任を負うことを定める。

2021年法第86条は、政教分離法第36-1条及び第36-2条を新設した。同法第36-1条は、礼拝の実践又はその差控えの自由の侵害（同法第31条）、礼拝の実践の妨害（同法第32条）、宗教指導者による公役務を担う市民に対する侮辱等（同法第34条）、宗教指導者による法律又は法的行為の執行への抵抗等の扇動（同法第35条）について、法定の刑罰を代替し、又は補充する刑として、最長3年間の礼拝所等への立入禁止を科すことができることを定める。また、第36-2条は、①テロ行為又は②その扇動及び賛美について責任を有する者が、信徒団体を指導し、又は管理することを禁ずる。これが適用される期間は、①の場合は判決の確定から10年間、②の場合は判決の確定から5年間である。

(37) 政教分離法第25条は宗教の祭儀が公開されたものであること、第27条は宗教の儀式等に対する規制、第28条は公共の場所における宗教的標章の禁止について定める。なお、第26条は、2021年法により第35-1条に改められ（後述）、その後規定は置かれていない。

(38) フラン（franc）は、かつてのフランスの通貨単位。EUの単一通貨であるユーロ導入に伴い、2002年に消滅した（1ユーロは6.55957フラン）。

2021年法第44条は、政教分離法第36-3条を新設し、礼拝所内での言説や活動等が他者に対する暴力等の原因となり、これらを正当化し、又は助長する場合に、県地方長官が、最長2か月間、当該礼拝所の一時的な閉鎖を命じることができるものとする。また、礼拝所の附属施設等においてこれらの言説や活動等が継続することのないよう、当該附属施設に対しても閉鎖措置を命じることができる。附属施設の閉鎖は、礼拝所の閉鎖措置の期間が終了するまで継続する。これらの閉鎖措置に違反した場合、6か月の拘禁刑又は7,500ユーロ以下の罰金を科す。

おわりに

1905年の政教分離法の審議の際、下院委員会の報告者であったブリアン（Aristide Briand）議員は、「憎悪に至るまで精神を高ぶらせ、国民の最も活発な力と最も広い情熱を不毛な不和として浪費させるこのような腹立たしい問題」が政策計画（programme politique）から消えることを願っていたという⁽³⁹⁾。しかし、現在でもライシテに関する議論は継続している。当初、「フランス人の大多数の宗教」であったカトリックと国家の関係に関する議論の中で生まれたライシテの原則が、近年では公共空間における宗教の可視性の議論等、主にイスラームとの関係で取り上げられることが増えたように、今後も、ライシテに関する議論は形を変え、継続していくものと思われる。また、公共空間におけるイスラームの処遇については、2021年法が制定された後も、例えば市営プールにおけるブルキニの着用に関する議論⁽⁴⁰⁾や公立学校におけるアバヤの着用に関する議論⁽⁴¹⁾が起こっており、同法の制定をもって両者の関係に決着がついているとも言えない。今後も変化し、継続すると思われるこれらの議論の行方を注視していきたい。

（なら しおり）

(39) *Étude d'impact, op.cit.*(18), p.11.

(40) 「ブルキニ」は、「ブルカ」と「ビキニ」を組み合わせた造語。これは、ムスリム女性向けの水着であり、チュニック（長めのトップス）とスパッツにより全身を覆い隠すことができるものである。市営プールにおけるブルキニの着用禁止令について、2016年には、コンセイユ・デタ（Conseil d'État）はこれを違憲として同禁止令の停止を命じたが、2022年に別の市において市長が同様の決定をした際、コンセイユ・デタは、一転して、この決定を支持した。奈良詩織「【フランス】市営プールでのブルキニ着用に関するコンセイユ・デタ判決」『外国の立法』No.293-1, 2022.10, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/12353392>>

(41) 2023年8月、アタル（Gabriel Attal）国民教育・若者大臣（当時）は、アバヤ（ムスリム女性が着用する丈の長い上着）は、スカーフ禁止法が禁ずる「宗教的帰属をあからさまに示す標章又は衣服」に該当するとして、2023年度新学期（9月1日開始）から、公立学校におけるアバヤの着用を禁ずる業務通達を出した。コンセイユ・デタに対して、この通達の停止又は取消しを求める提訴がなされた。コンセイユ・デタは、2023年9月に停止の要求を棄却していたが、2024年9月27日、取消しの要求についても棄却することとし、公立学校におけるアバヤの着用禁止は合法であるとした。奈良詩織「【フランス】公立学校におけるアバヤ着用の禁止に関するコンセイユ・デタ判決」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, p.35. <<https://doi.org/10.11501/13979514>>

教会と国家の分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律（抄）

Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Églises et de l'État

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織 訳

【目次】（太字は訳出した箇所）

- 第 1 章 原則（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 財産分与、年金（第 3 条～第 10 条）
- 第 3 章 宗教建築物（第 12 条～第 17-1 条）
- 第 4 章 **礼拝の実践のためのアソシアシオン（第 18 条～第 24 条）**
- 第 5 章 宗教関連の取締り（第 25 条～第 36-3 条）
- 第 6 章 一般規定（第 37 条～第 43 条）

第 4 章 礼拝の実践のためのアソシアシオン（第 18 条～第 24 条）

第 18 条

礼拝⁽¹⁾の費用、維持及び公的实践のために結成される信徒団体⁽²⁾は、1901 年 7 月 1 日の法律第 1 章第 5 条⁽³⁾以下に従い設立されなければならない。さらに、当該信徒団体は、この法律の規定に従うものとする。

第 19 条

信徒団体は、礼拝の実践のみを目的とする。信徒団体は、自らの定款の目的により、又は

* この翻訳は、「教会と国家の分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律（Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Églises et de l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGISCTA000006085397>>）」（以下「政教分離法」）を訳出したものである。訳出した第 4 章及び第 5 章は、「共和国の原則の尊重を強化する 2021 年 8 月 24 日の法律第 2021-1109 号（Loi n° 2021-1109 du 24 août 2021 confortant le respect des principes de la République. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043964778>>）」（以下「2021 年法」）による改正・新設を含む 2021 年 8 月 26 日時点の最新の条文である。2021 年法による改正・新設箇所は、下線を付した。なお、本法律第 26 条は、2021 年法により第 35-1 条に改められ、その後規定は置かれていない。なお、政教分離法の翻訳として、文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書 資料編 3 フランス宗教関係法令集』2010, pp.58-111. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2447427/1/1>>がある。訳文中の [] 内は訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 11 月 6 日である。

(1) フランス語の culte は、「宗教」「礼拝」を意味する語であり、礼拝を指す場合には「礼拝」と訳出し、それ以外の場合には、「宗教」又は「宗教関連」と訳出し、ministre du culte は「宗教指導者」と訳出した。

(2) 信徒団体 (association cultuelle) は、「アソシアシオンの契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律（Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000497458>>）」（以下「1901 年法」）に則って設立されたアソシアシオン (association) のうち、礼拝の実践のみを目的とするものことである（政教分離法第 19 条）。アソシアシオンは、非営利社団とも訳され、1901 年法に基づき、複数の者が利益を分配すること以外の目的において知識又は活動を共にするという合意のもとに結成される団体である（1901 年法第 1 条）。中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012, p.39. 本稿では、association cultuelle 及び cultuelle が省略されているものの信徒団体を指す association を「信徒団体」と訳出し、信徒団体を含むアソシアシオン一般を指す association を「アソシアシオン」と訳出している。

(3) 1901 年法第 5 条は、アソシアシオンの設立に先立つ届出（後掲注 (7) 参照）に関する規定。

実際の活動により、公序⁽⁴⁾を侵害してはならない。信徒団体は、当該信徒団体の定款により定められる教区に住民登録を行い、又は居住する7人以上の成人で構成される。

〔信徒団体の〕各構成員は、相反する全ての条項にかかわらず、支払期日が到来した会費及びその年度の分担金を支払った後で、いつでも脱退することができる。

信徒団体の定款の相反する全ての条項にかかわらず、役員又は財産管理人により遂行される財務管理及び法定財産管理の記録は、少なくとも毎年、当該信徒団体の構成員の総会の監査に提出され、その承認を受ける。

信徒団体の定款は、特に、新たな構成員の加入、定款の修正、当該信徒団体が所有する全ての不動産の譲渡及び当該信徒団体が〔宗教指導者の採用を〕行う場合には宗教指導者の採用について、決定する権限を有する一又は複数の審議機関の存在を定める。

この条の適用の方式は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁵⁾により定める。

第19-1条

法令の規定に定める信徒団体の種別に固有の優遇措置⁽⁶⁾を享受するために、この法律第18条及び第19条に従い設立された全ての信徒団体は、アソシアシオンの契約に関する1901年7月1日の法律第5条に規定する届出⁽⁷⁾とは別に、その宗教的性格を県における国の代表者⁽⁸⁾に届け出なければならない。

県における国の代表者は、当該届出から2か月以内に、当該信徒団体がこの法律第18条及び第19条に規定する条件を満たさないこと若しくは満たさなくなったことを確認した場合において、又は公序に関する理由により、当該信徒団体がこの条第1項に規定する優遇措置を享受することに反対することができる。当該代表者が自らの反対権を行使しようとする場合には、当該代表者は、1か月以内に、その旨を当該信徒団体に通知し、当該信徒団体に意見を述べるよう促す。

(4) 公役務 (service public) の運営、安全又は道義の維持に本質的と考えられる、社会的、政治的等の観点からの基本的要請・必要に対応する規範で、個人がその所為又は約定において潜脱することが許されない強行規範のこと。なお、公役務とは、一般利益の必要を満たすための活動及びその活動の管理運営の任務を負う行政組織をいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.406-407、548。

(5) 「1905年12月9日の法律に規定する信徒団体に関する2021年12月27日のデクレ第2021-1844号 (Décret n° 2021-1844 du 27 décembre 2021 relatif aux associations culturelles régies par la loi du 9 décembre 1905. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044591352>>)」(以下「2021年デクレ」)第2条は、「財産の分与、宗教建築物、信徒団体、宗教関連の取締りに関する、教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律の執行のための行政の規則に関する1906年3月16日のデクレ (Décret du 16 mars 1906 portant règlement d'administration publique pour l'exécution de la loi du 9 décembre 1905 sur la séparation des Églises et de l'État en ce qui concerne l'attribution des biens, les édifices des cultes, les associations culturelles, la police des cultes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006070673>>)」(以下「1906年デクレ」)第31条を改正し、1901年法第5条に規定する届出(後掲注(7))に、通常礼拝を行う場所の一覧表及び信徒団体の定款に定める教区に居住する成人した最低7人の構成員の一覧表を添付することを定める。また2021年デクレ第3条は、1906年デクレ第32条を改正し、信徒団体の運営上の変更、定款の改正、信徒団体が所有する動産及び不動産の譲渡並びに信徒団体が所有する礼拝所等の一覧表の修正は、これらが生じてから3か月以内に、県地方長官に追加で届け出なければならないことを定める。

(6) 信徒団体の種別に固有の優遇措置の例として、寄附等の無償譲与を受けることができることや礼拝の実践のための場所の住居税の免除等が挙げられる。

(7) 1901年法第5条に規定する届出とは、訴訟上の当事者能力を始めとする法的能力を得ようとするアソシアシオンが、その設立に先立ち、当該アソシアシオンが本拠としようとする県の地方長官に対して行う届出のこと。この届出により、当該アソシアシオンは、県地方長官 (préfet) に対して、その名称及び目的、当該アソシアシオンの施設の所在地及び名称、当該アソシアシオンの管理者の氏名、職業、住所及び国籍を通知する。

(8) 「県における国の代表者 (représentant de l'État dans le département)」は、県地方長官のことであり、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し、一定の行政・司法権限を有する。

反対がない場合には、自らの宗教的性格を届け出た信徒団体は、この条の最初の 2 項に規定する条件に従い [行われる] 県における国の代表者への届出により更新可能な 5 年間、信徒団体の種別に固有の優遇措置を享受する。

県における国の代表者は、第 2 項に規定するものと同じ理由により、対審手続を行った後、信徒団体の種別に固有の優遇措置の享受を剥奪することができる。

この条の適用の方式、特に信徒団体が自らの宗教的性格を証明することを可能にする書類、届出を更新する条件及び行政機関 [県における国の代表者] の反対権を行使する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁹⁾により明確にする。

第 19-2 条

I. 信徒団体の資金調達は、この条及び第 19-3 条に規定する条件に従い、自由に行われる。

II. 信徒団体は、アソシアシオンの契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律第 6 条に規定する会費⁽¹⁰⁾並びに宗教関連の費用のための義援金及び募金の収益を受領することができる。当該信徒団体は、寄附によるものであっても、宗教儀式及びサービス、長椅子及び腰掛の賃貸並びに宗教サービス、宗教建築物における葬儀サービス及び当該建築物の装飾品として用いられる物品の支給について報酬を受領することができる。

信徒団体は、民法典第 910 条 II 及び第 910-1 条に規定する条件⁽¹¹⁾に従い、その目的を達成するための、又は敬虔な、若しくは宗教的な負担を課された、生前の、若しくは遺言による無償譲与を受領することができる。

信徒団体は、前記 1901 年 7 月 1 日の法律第 6 条第 2 号及び第 3 号が適用される場合⁽¹²⁾とは別に、無償で取得した全ての建物を所有し、管理することができる。

信徒団体が、当該信徒団体が所有し、当該信徒団体の目的の達成に厳密に必要でなく、また敬虔な、又は宗教的な負担を課されない建物から得る年間の収入は、当該建物の譲渡から生じる収入を除き、当該信徒団体の年間の収入の総額の 50% を超える部分を占めてはならない。

信徒団体は、税の徴収の原因となることなく、当該信徒団体の収入の余剰分を、同一の目的で設立された他の信徒団体に支払うことができる。

III. 信徒団体は、形態を問わず、国、地方公共団体又はその連合体の補助金を受領することはできない。歴史的記念物に分類されているかどうかを問わず、公的礼拝のための建築物の修理及びアクセシビリティの工事のために支給される金銭は、補助金とみなされない。

(9) 2021 年デクレ第 4 条は、1906 年デクレ第 32-1 条から第 32-5 条までを新設し、宗教的性格の届出に必要な書類、県地方長官による届出の受理及びその効力、県地方長官による届出への反対及び優遇措置の剥奪の手続、宗教的性格の届出の更新について定める。

(10) 1901 年法第 6 条に規定する会費とは、同条第 1 号に定める、設立に先立ち、県地方長官に届出を行った信徒団体が特別な認可を得ずに受け取ることができる、当該信徒団体の構成員からの会費のことである。

(11) 民法典 (Code civil. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070721>) 第 910 条 II 及び第 910-1 条に規定する条件とは、信徒団体等のための無償譲与であれば、受贈者及び受遺者はこれを自由に受け取ることができるが、県地方長官が受遺者又は受贈者が無償譲与を受け取る法的能力を有するために必要な条件を満たしていないこと等を確認した場合には、県地方長官は当該無償譲与を差し止め、これを無効とすること (第 910 条 II)、信徒団体等への外国勢力からの無償譲与は、フランス社会の一般利益への脅威となる場合には、行政機関により差し止められ得ること (第 910-1 条) である。

(12) 1901 年法第 6 条第 2 号及び第 3 号が適用される場合とは、設立に先立ち、県地方長官に届出を行った信徒団体が、特別な認可を得ずに受け取るものが、当該信徒団体の管理及び構成員の集会のための場所 (第 2 号) 及び当該信徒団体が設定した目的を達成するのに厳格に必要な不動産 (第 3 号) に該当する場合のことである。

第 19-3 条

I. 外国の国家、外国の法人、信託⁽¹³⁾に類する全ての外国の法令による措置又はフランス国内に居住していない自然人により金銭で支払われ、若しくは現物で与えられる優遇措置若しくは資金を直接的に、又は間接的に享受する全ての信徒団体は、当該優遇措置又は資金について、[所轄] 行政機関⁽¹⁴⁾に届出を行う義務がある。

この義務は、その金額若しくは価値が、10,000 ユーロを下回ることのない、コンセイユ・データの議を経るデクレ⁽¹⁵⁾により定められる上限を超過する優遇措置及び資金の金額若しくは価値の合計が、会計年度を通じて同一の基準を超過する優遇措置及び資金に適用される。当該義務は、無償譲与の対象となる優遇措置及び資金には適用されない。

届出を義務付けられる優遇措置及び資金は、特に、金融機関、電子通貨 [取扱] 機関、支払機関⁽¹⁶⁾若しくは通貨・金融法典 L. 第 518-1 条に規定する組織若しくはサービスを介して、又はこれらの機関を介さずに行われる、自己資金による出資、貸付、補助、手渡し贈与⁽¹⁷⁾、能力によるメセナ⁽¹⁸⁾、労働力の貸出し、自発的な寄託及び寄附である。

II. この条 I に規定する届出義務が課される優遇措置及び資金は、次に掲げるものである。

1° 受益者たる信徒団体に直接提供される優遇措置及び資金

2° 商法典 L. 第 233-16 条 II 及び III 並びに L. 第 233-17-2 条にいう⁽¹⁹⁾、受益者たる信徒団体の排他的支配の下に、共同支配の下に、又は著しい影響の下にある全てのアソシアシオン又は企業に提供される優遇措置及び資金

3° 受益者たる信徒団体又はこの II 第 2 号に規定する全てのアソシアシオン又は企業に代わって実際に活動を行うように構成され、又は組織された全ての組織体に提供される優

(13) 信託 (fiducie) は、委託者が、受託者に対して、当該受託者が一又は複数の受益者に利するような所定の目的において行動するために、委託者が所有する財産の全部又は一部を譲渡する契約のこと。

(14) 第 19-3 条にいう「行政機関」とは、内務省のことである（「礼拝の外国からの資金提供の監督並びにアソシアシオン及び寄附基金の無償譲与及び透明性についての諸規定に関する 2022 年 4 月 22 日のデクレ第 2022-619 号 (Décret n° 2022-619 du 22 avril 2022 relatif au contrôle du financement étranger des cultes et portant diverses dispositions relatives aux libéralités et à la transparence des associations et fonds de dotation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045640484>>）」(以下「2022 年デクレ」) 第 6 条)。

(15) 2022 年デクレ第 4 条は、この法律第 19-3 条に定める基準額を 15,300 ユーロと定める。なお、1 ユーロは約 159 円 (令和 6 年 11 月分報告省令レート)。

(16) 支払機関とは、金融機関又はフランス銀行 (Banque de France)、海外県発券機関 (Institut d'émission des départements d'outre-mer. 海外領土において、フランス銀行の代理として中央銀行の任務を遂行する機関)、国庫、預金供託金庫以外の、支払サービスを提供する法人のこと。“Les établissements de paiement.” Ministère de l'économie des finances et de la souveraineté industrielle et numérique website <<https://www.economie.gouv.fr/traefin/etablissements-paiement>>

(17) 手渡し贈与 (don manuel) とは、有体動産を対象とする、手渡しによる贈与のこと。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (2), p.192

(18) 能力によるメセナ (mécénat de compétence) とは、企業が、支援する公益組織に対して、当該組織における任務遂行又は当該組織へのサービス提供のために、自社の従業員を使わせることである。“Le mécénat en nature ou en compétences.” Ministère de la culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/mecenat/Entreprises/le-mecenat-en-nature-ou-en-competences>>

(19) 商法典 (Code de commerce. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000005634379>) L. 第 233-16 条 II 及び III は、企業による排他的支配 (contrôle exclusif. 企業活動を有利に行うための、他の企業の財務及び営業の方針の指揮する権限) 及び共同支配 (contrôle conjoint. 一定数の株主等によって共同経営される企業の支配の共有であり、財務及び営業の方針が当該株主等の合意によって決定されるもの) に関する規定であり、L. 第 233-17-2 条は、企業の連結に関する規定である。企業の排他的支配及び共同支配については、村上宏之「フランスにおける連結の範囲の画定と連結の方法」『松山大学論集』21(6), 2010.3, pp.207-215. <<https://matsuyama-u-r.repo.nii.ac.jp/records/1568>> 参照。

優遇措置及び資金

4° 外国の国家、外国の法人若しくは信託に類する全ての外国の法令による措置の排他的支配の下に、共同支配の下に、若しくは著しい影響の下にある法人又は信託を介して、このⅡ第1号、第2号及び第3号に規定するアソシアシオン、企業又は組織体に提供される優遇措置及び資金

5° 実際には、外国国家、外国の法人、信託に類する全ての外国の法令による措置若しくはフランスに居住していない自然人に代わって活動を行う法人、信託又は自然人を介して同第1号、第2号及び第3号に規定するアソシアシオン、企業又は組織体に提供される優遇措置及び資金

メセナの発展に関する 1987 年 7 月 23 日の法律第 87-571 号第 4-1 条⁽²⁰⁾とは別に、このⅡ第2号から第5号までに規定するフランス法上の信託及び法人は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽²¹⁾により定める条件に従い、自らの会計の証明を行う。

Ⅲ. 行政機関は、受益者たる信徒団体又はその役員若しくは財産管理人のうちの一人の策謀が社会の基本的利益に害を与える実際の、現在の、かつ十分深刻な脅威の存在であることを立証する場合には、対審手続を実施した後で、この条Ⅰに規定する優遇措置及び資金に反対することができる。

当該反対は、Ⅱに規定する外国の国家、組織、組織体、人若しくは措置又は「信徒団体の」役員、財産管理人、構成員、「信託の」受託者又は受益者のうちの1人の策謀が同じ性質の脅威となる場合には、同一の条件に従い行使され得る。

Ⅳ. この条に規定する届出義務の不遵守は、3,750 ユーロ⁽²²⁾の罰金を科され、この金額は、当該違反がもたらした金額の4分の1まで引き上げられ得る。同様に、この違反について責任を有する自然人又は法人は、刑法典第 131-21 条に規定する条件⁽²³⁾に従い、関係する優遇措置及び資金の価値の没収の補充刑を科される。

この条Ⅲに従い行政機関によりなされる反対があった場合には、受益者たる信徒団体は、支払われた、又は与えられた優遇措置及び資金を返還する義務がある。3 か月以内に返還が行われない場合には、2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金並びに関係する優遇措置及び資金の没収の補充刑を科される。

「信徒団体の」役員、財産管理人又は「信託の」受託者について、Ⅱ最終項に規定する義務を遵守しない場合には、9,000 ユーロの罰金を科される。

Ⅴ. コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽²⁴⁾は、この条の適用方式、特にⅡ最終項に規定するフランス法上の信託並びに法人が自らの会計の証明を行わなければならない条件、特に証明の義務が適用される「基準となる」優遇措置及び資金の総額を定める。

(20) メセナの発展に関する 1987 年 7 月 23 日の法律第 87-571 号 (Loi n° 87-571 du 23 juillet 1987 sur le développement du mécénat. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000874956>>) 第 4-1 条は、寄附者に対して財政上の優遇措置の権利を与える自然人又は法人から寄附を受け取る組織は、あらゆる手段による広告及び年間 153,000 ユーロ以上の金額の年次会計の証明を行わなければならないことを定める。

(21) 2022 年デクレ第 13 条から第 16 条までが、政教分離法第 19-3 条に規定する会計の証明に関する規定である。

(22) フランスでは、量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。

(23) 刑法典 (Code pénal. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719>) 第 131-21 条に規定する条件とは、没収の補充刑が、法令により定められる場合において科され、また重罪及び報道に関する軽罪を除く拘禁刑 1 年以上に処される軽罪に対して科されることのほか、同条に定める没収の対象や手続のことである。

(24) 前掲注 (21) 参照。

第20条

これらの信徒団体は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽²⁵⁾により定める形式において、中央の管理部門又は指導部門を有する連合を設立することができる。当該連合は、この法律第18条、第19条第3項及び第19-1条から第19-3条までにより規制されることになる。

第21条

信徒団体及び連合は、賃借対照表、決算書及び附属文書を含む年次会計報告を作成する。この年次会計報告は、特に外国の国家、外国の法人、信託に類する外国の法令による措置又はフランスに居住していない自然人からの優遇措置及び資金を分離した明細書の管理について定める会計基準局⁽²⁶⁾の規則に従い作成される。信徒団体及び連合は、毎年、自らが所有する動産及び不動産の財産目録を作成する。

同様に、信徒団体及び連合は、礼拝の公的実践を通常行う場所の一覧表を作成する。

信徒団体及び連合は、県における国の代表者の要求に応じて、この条の最初の2項に規定する書類及び当該会計年度の暫定予算を提出する義務がある。

信徒団体及び連合が、検討されている会計年度中に、この法律第19-3条Iに規定する優遇措置又は資金を享受した場合、当該信徒団体及び連合は、メセナの発展に関する1987年7月23日の法律第87-571号第4-1条の適用とは別に、その会計の証明を行う。

信徒団体及び連合は、完全所有権⁽²⁷⁾付きで、使用权 [jouissance] 付きで、収益権 [usufruit] 付きで、又は虚有権⁽²⁸⁾付きで現物出資を受領したときには、出資協定を作成する。当該会計年度の会計報告に添付される当該協定は、出資 [の内容]、推定されるその価値及びその割当ての条件に関する正確な記述から成る。必要に応じて、当該協定はまた、出資者への反対給付及び財産の取戻し条件も明確にする。

信徒団体及び連合が通貨・金融法典L.第521-3-1条I第2号及びL.第525-6-1条I第2号に規定する支払取引⁽²⁹⁾を介して寄附を集める場合、当該信徒団体及び連合は、アソシアシオン及び互助組織のための代表者休暇並びに公衆に募金を呼び掛ける組織の会計の監督に関する1991年8月7日の法律第91-772号第3条に規定する条件⁽³⁰⁾に従い、県又は公共団体

(25) 2021年デクレ第4条(前掲注(9))により改正された1906年デクレ第32-1条は、信徒団体の連合について、宗教的資格の届出の際に、当該連合に参加する信徒団体の一覧を付す必要があることを定めている。

(26) 会計基準局(Autorité des normes comptables)は、2009年に、フランスにおける民間企業の会計の標準化を担うために設立された組織。“Qui sommes nous ?/ Mission ANC.” Autorité des normes comptables website <<https://www.anc.gouv.fr/autorite-des-normes-comptables/qui-sommes-nous-mission-anc>>

(27) 完全所有権(pleine propriété)とは、所有権者に所有目的物の完全な利用及び処分を与える所有権のこと。山口編 前掲注(4), p.434.

(28) 虚有権(nue-propriété)とは、所有権のうち用益、使用、居住などの諸権利が全て第三者の利益のために設定されている期間に、所有権者になお留保されている名目的な所有権を指すための表現をいう。同上, p.391.

(29) 通貨・金融法典(Code monétaire et financier. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072026>) L.第521-3-1条及びL.第525-6-1条の各条I第2号に規定する支払取引とは、電子的装置から、又はこれを用いて実行され、及び公衆に募金を呼び掛ける組織による寄附の集金の枠組みにおいて、該当する請求書から控除される、信徒団体等による支払取引のこと。

(30) アソシアシオン及び互助組織のための代表者休暇並びに公衆に募金を呼び掛ける組織の会計の監督に関する1991年8月7日の法律第91-772号(Loi n° 91-772 du 7 août 1991 relative au congé de représentation en faveur des associations et des mutuelles et au contrôle des comptes des organismes faisant appel à la générosité publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000162114>>) 第3条に規定する条件とは、社会的立場等を支援するために公衆に募金を呼び掛けようとする組織が、前二会計年度のいずれかに集めた募金額が153,000ユーロを超過する場合には当該年度の募金活動に先立ち、そうでないならば当該会計年度中に集めた募金額が153,000ユーロを超えた場合に、県地方長官に届出を行わなければならない、当該届出において募金の目的を明確にしなければならないことをいう。

における国の代表者に対して、事前に届出を行う義務がある。

信徒団体及び連合に対して、財務大臣及び公財政監察官⁽³¹⁾により、財政上の監督が行われる。

コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽³²⁾は、第 4 項に規定する証明義務が適用される優遇措置及び資金の金額を含む、この条の適用方式を定める。

第 22 条

信徒団体及び連合は、宗教関連の費用及び維持を確保するのに十分な、及びいかなる場合においても他の用途を認められることのできない準備金の設置のために、その自由資金を使用することができる。

第 23 条

この法律第 18 条、第 19 条、第 19-1 条、第 20 条及び第 22 条に違反した信徒団体又は連合の役員又は財産管理人は、第 5 級の違警罪に対して刑法典第 131-13 条第 5 号に規定する罰金⁽³³⁾を科され、再犯の場合には、二倍の罰金を科される。

信徒団体の役員又は財産管理人について、第 21 条最初の 5 項に規定する義務を遵守しない場合には、9,000 ユーロの罰金を科される。

民事訴訟法典第 31 条にいう訴えの利益を有する全ての者、検察官又は信徒団体の本拠地が置かれている県における国の代表者の請求により、司法裁判所の長は、急速審理⁽³⁴⁾により判決を下すことで、罰金強制⁽³⁵⁾により、当該信徒団体の役員に対して、年次会計報告及びこの法律第 21 条に規定するその他の文書を提出するよう命じることができる。当該司法裁判所の長は、同一の条件において、及び同一の目的のために、これらの手続を担当する代理人を指名することができる。

第 24 条

国、県又はコミューンが所有する礼拝を實踐するための建築物は、不動産税及び戸窓税⁽³⁶⁾を引き続き免除される。

(31) 公財政監察官 (inspection générale des finances) とは、財務省に属する高級公務員の職団の一つで、行政及び公的組織体の会計検査を主たる職務とする。山口編 前掲注 (4), p.294.

(32) 2021 年デクレ第 6 条は、1906 年デクレ第 38 条を改正し、政教分離法第 21 条第 4 項に規定する証明義務が適用される金額を 50,000 ユーロと定める。

(33) 第 5 級の違警罪 (contravention) に対して刑法典第 131-13 条第 5 号に規定する罰金は 1,500 ユーロであり、違警罪の再犯が軽罪となることを法律が定める場合を除いて、再犯の場合には 3,000 ユーロに引き上げられ得る。なお、フランスでは、犯罪は、罪が軽い順に違警罪、軽罪 (délit)、重罪 (crime) に分類されており、違警罪は、さらに第 1 級から第 5 級に分類され、等級に応じた罰金刑を科される。第 5 級の違警罪は、違警罪の中で最も処罰が重いものであり、例えば買春が該当する。

(34) 「急速審理に基づく命令 (ordonnance sur référé)」とは、法律が、裁判所の長等に必要な措置を迅速に命ずる権限を与えている場合において、一方の要求に基づき、対審的になされる仮の裁判 (民事訴訟法典 (Code de procédure civile. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070716>) 第 484 条) をいう。

(35) 罰金強制 (astreinte) とは、債務者が本来の債務を履行するよう促すために、事実審裁判官又は急速審理裁判官によって遅滞している日ごと (週ごと又は月ごと) にいくらという形で、一定の金額の支払が強情な債務者に対して言い渡されることをいう。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (2), p.42.

(36) 戸窓税 (impôt des portes et fenêtres) とは、人が占有し、又は居住する建築物並びに工場の戸、門、窓を課税対象とするものである。この税は、門窓税とも呼ばれ、フランス革命期に創設され、1926 年に廃止された。森恒夫「フランス帝国主義財政と直接税の改革 (1)」『経済学論集』27(3), 1961.4, p.59; 栗原毅「財政的自立を模索する地方財政—フランス地方財政の現状—」『PRI Discussion Paper Series』No.05A-07, 2005.5, p.15. 財務総合政策研究所ウェブサイト (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9597291/www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron115.pdf>

国、県又はコミューンが所有し、宗教指導者の住居、神学校、プロテスタントの神学部のために使用されている建築物、信徒団体及び連合が所有者である財産は、個人のものと同じの税を課される。

ただし、この法律第4条の規定に従い信徒団体又は連合に分与され、礼拝の実践のために使用されている建築物⁽³⁷⁾は、国、県及びコミューンが所有するものと同じの名目で、不動産税及び戸窓税を免除される。

信徒団体及び連合は、いかなる場合においても、加入税、1890年8月8日の法律第33条により集会に課される税並びに1880年12月28日の法律及び1884年12月29日の法律により定められた所得に対する4%の税の納税義務を負わない。

第5章 宗教関連の取締り（第25条～第36-3条）

第25条

信徒団体が所有し、又は当該信徒団体が自由に使用することのできる場所で開催される宗教の祭儀のための集会は、公開とする。当該集会は、[集会の自由に関する] 1881年6月30日の法律第8条の形式⁽³⁸⁾を免除されるが、公序の利益に従って[所轄] 行政機関による監視下に引き続き置かれる。

第27条

宗教の儀式、行列その他屋外の示威運動は、地方公共団体一般法典L. 第2212-2条⁽³⁹⁾に従って規制される。

鐘の音は、市町村のアレテにより[規制され]、市町村長と信徒団体の長又は役員との間で対立がある場合には県のアレテにより規制される。

この法律第43条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレは、世俗的な鐘の音が鳴らされ得る条件及び場合を定める。

第28条

今後、いかなる宗教的標章又は象徴も、宗教のために使われる建築物、墓地における埋葬場所、墓碑及び博物館又は展覧会を除いて、公共建造物に、又はいかなる公共の場所であるかを問わず、これを掲揚し、又は貼付することは禁じられる。

第29条

第25条から第28条までに対する違反は、第5級の違警罪に対して定められる罰金を科される。

第25条及び第27条の場合において集会又は示威行動を組織した者、宗教指導者の資格で当該集会又は示威活動に参加した者並びに第25条の場合において場所を提供した者は、この刑罰を科される。

(37) 政教分離法第4条に従い分与された建築物とは、同法の審署から1年以内に、教会収入、教会財産等とともに信徒団体に分与された、公認宗教の教会財産を管理していた宗教公施設法人が所有していた建築物をいう。

(38) 集会の自由に関する1881年6月30日の法律（Loi du 30 juin 1881 sur la liberté de reunion. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000025148185>>）第8条の形式とは、集会は、秩序の維持や犯罪の防止等を任務とする、3名以上で構成される委員会を設置することなどをいう。

(39) 地方公共団体一般法典（Code général des collectivités territoriales. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070633>）L. 第2212-2条は、市町村の警察の管轄事項を定める規定。

第 30 条 [削除]

第 31 条

個人に対する脅迫によるものであれ、当該個人に対して職を失い、若しくは本人、その家族又はその財産に損害を招くことを懸念させることによるものであれ、礼拝を実践し、又は [礼拝の実践を] 差し控えること、信徒団体に参加し、又は参加をやめること、宗教関連の費用を寄付し、又は寄付を差し控えることを決心させるために行動する者は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金を科される。

加害者が暴行又は暴力により行動した場合には、この刑罰は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

第 32 条

礼拝の実践のための場所において、暴動又は騒動により礼拝の実践を妨げ、遅延させ、又は中断させた者は、同一の刑罰を科される。

第 33 条

前 2 条の規定は、その性質又は状況が刑法典の規定に従うとより重い刑罰の理由とはならない暴動、侮辱又は暴行にのみ適用される。

第 34 条

礼拝を実践する場所において、なされる演説、行われる朗読、配布される文書又は張られるポスターにより、公役務を担う市民を公然と侮辱し、又は名誉を毀損した全ての宗教指導者は、3,750 ユーロの罰金及び 1 年の拘禁刑を併科され、又はこれら 2 つの刑罰のうち的一方のみを科される。

名誉を毀損する事実の真実性は、当該事実が職務に関する場合にのみ、1881 年 7 月 29 日の法律第 52 条に規定する形式⁽⁴⁰⁾に従い、軽罪裁判所において証明され得る。同法律第 65 条に規定する時効⁽⁴¹⁾が、この条及び [この条に] 続く条の軽罪に適用される。

第 35 条

礼拝を実践する場所において、公然となされる演説又は掲示され、若しくは配布される文書が、公的機関の法律若しくは法的行為の執行に抵抗することへの直接の扇動を含む場合、又は当該演説又は文書が市民の一部を他の市民に対して蜂起させ、若しくは武装させようとする場合には、これについて責任を有する宗教指導者は、当該扇動の結果として暴動、反乱又は内戦が起こったものである場合における共犯の刑罰とは別に、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金を科される。

第 35-1 条

礼拝の実践のために通常使用される場所において、又は当該場所と不可分の附属物となる附属建造物において、政治集会を開催することは、禁じられる。同様に、当該場所及びその附属建造物において、候補者のものであれ当選者のものであれ、選挙の宣伝を掲示し、配布

(40) 出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律 (Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000877119>>. 以下「1881 年法」) 第 52 条に規定する形式とは、被疑者がフランスに居住している場合には、原則として勾留 (détention provisoire) を受けないことである。勾留とは、原則として、被疑事実が 2 年以上の拘禁刑に当たる軽罪又は重罪の被疑者につき、証拠の保全や公序の維持の必要性に基づき、予審判事の決定により、所定の期間中、拘置所に収監する措置をいう。山口編 前掲注 (4), p.166.

(41) 1881 年法第 65 条では、公訴及び附帯私訴についての時効につき、犯罪が行われた日又は予審若しくは訴追が行われる場合にはそれらが最後に行われた日から 3 か月と定める。

し、又は拡散することは、禁じられる。

同様に、宗教の実践のために通常使用される場所又は信徒団体により使用される場所において、フランス又は外国の政治分野の選挙のための活動を組織することは、禁じられる。

この条に規定する軽罪には、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金が科される。

第36条

第25条、第34条、第35条及び第35-1条の適用による刑の言渡しの場合において、当該犯罪が行われた建物における礼拝の実践のために設立された信徒団体は、当該犯罪が当該信徒団体の構成員でない者又は当該信徒団体が知り得なかったという条件の下で当該信徒団体の勧めによらず行動した者により行われた場合を除き、民事上の責任を負う。

第36-1条

刑法典第131-6条第12号に規定する刑罰⁽⁴²⁾は、この章に定める軽罪について定められる罰金刑又は拘禁刑の代わりに、又はこれと同時に言い渡される。ただし、裁判所は、特別の理由を付した裁判により、当該犯罪の状況及び加害者の人格を考慮して、この刑罰を言い渡さないことを決定することができる。

第36-2条

刑法典第421-1条から第421-6条までに規定する犯罪⁽⁴³⁾のうちの一つについて刑の言渡しを受けた者は、刑の言渡しが確定した日から10年間、信徒団体を指導し、又は管理してはならない。ただし、同法典第421-2-5条及び第421-2-5-1条に規定する犯罪については、この期間は5年間に短縮される。

第36-3条

I. 県における国の代表者又はパリの警察長官は、[礼拝の実践の場所において] なされた言説、拡散された思想若しくは理論又は展開された活動が個人若しくは集団に対する嫌がらせ若しくは暴力の原因となり、又は当該嫌がらせ若しくは暴力を正当化し、若しくは助長しようとする礼拝[の実践]の場所の一時的な閉鎖を言い渡すことができる。

当該閉鎖は、その期間が当該閉鎖の原因となった状況に相応のものでなければならず、かつ2か月を超えてはならないものであり、理由を付したアレテにより言い渡され、これに先立ち、公衆と行政の関係に関する法典第1編第2章第2節に規定する条件⁽⁴⁴⁾に従い、対審手続が行われる。

II. 同様に、I第2項に基づき閉鎖が言い渡された礼拝所に附属し、この措置の執行を抑止するために使用されたと考える重大な理由がある場所も、同Iに規定する方式に従い、閉鎖措置の対象となり得る。これらの場所の閉鎖は、礼拝所の閉鎖措置の期限が切れる時

(42) 刑法典第131-6条に規定する刑罰とは、軽罪で有罪判決になった者に対して拘禁刑の代わりに言い渡される、犯罪が行われた場所及びこれに関係する場所への3年以下の立入禁止をいう。政教分離法第36-1条においては、犯罪が行われた礼拝所等への立入禁止を意味する。

(43) 刑法典第421-1条から第421-6条までに規定する犯罪とは、テロ行為に関する犯罪（第421-1条から第421-2-4-1条まで及び第421-2-6条から第421-6条まで）及びテロ行為の扇動及び賛美に関する犯罪（第421-2-5条及び第421-2-5-1条）をいう。

(44) 公衆と行政の関係に関する法典（Code des relations entre le public et l'administration. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000031366350>）第1編第2章第2節に規定する条件とは、自らに不利な行政処分が下される場合において、当該自然人又は法人が書面又は口頭により意見を提出する機会が与えられること（L. 第122-1条）及び制裁的な性格を有する行政処分の場合には、更に、自らに対する苦情を通知され、かつ関連書類の閲覧を要求する機会が与えられること（L. 第122-2条）をいう。

に終了する。

Ⅲ. 閉鎖のアレテは、執行期間 [に関する規定] を伴い、この執行期間は 48 時間を下回ってはならず、当該期間が切れた時に、当該 [閉鎖] 措置は、職権執行⁽⁴⁵⁾ の対象となり得る。ただし、[当該場所に] 利益を有する者が、当該期間中に、地方行政裁判所⁽⁴⁶⁾ に、行政裁判法典 L. 第 521-2 条に基づき提出される請求を申し立てた場合、当該措置は、急速審理裁判官が、同法典 L. 第 522-1 条第 2 項の適用による公判の開廷の有無を当事者に通知する前に、又は当事者が公判 [の開廷] について通知を受けたときには、裁判官が当該要求について裁定を下す前に、職権執行されてはならない。

Ⅳ. この条の適用により講じられる礼拝所又は [これに] 附属する場所の閉鎖措置への違反は、6 か月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金を科される。

(なら しおり)

(45) 職権執行 (execution d'office) とは、行政庁がその決定の物理的執行を確保する権限をいう。中村ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (2), p.192.

(46) 地方行政裁判所 (tribunal administratif) は、行政事件に関して第一審の普通法裁判所としての管轄権を有する。すなわち、特別に法規が他の管轄権を指定しない限り、地方行政裁判所が第一審を担当することとなる。滝沢正『フランス法 第 5 版』三省堂, 2018, p.199.